

平成23年度  
一般競争入札による市有財産  
(駐車場用地) 一時貸付けの案内書

平成24年1月

川崎市財政局資産管理部資産運用課

## 目 次

	ページ
◇ 平成23年度 一般競争入札による市有財産（駐車場用地）一時貸付けの御案内・・・	1
1 趣旨	1
2 入札物件（一時貸付物件）	1
3 日程	1
4 一般競争入札参加資格	1
5 一般競争入札参加申込みに必要な書類	2
6 連帯保証人に関する書類	2
7 契約上の主な条件	3
8 申込方法等	5
9 入札及び開札の日時、場所	5
10 入札の手続	6
11 入札の無効	7
12 落札者の決定及び一般競争入札参加資格の審査等	7
13 契約の締結等	7
14 貸付料について	8
15 入札結果の公表	8
16 その他	8
◇ 地方自治法（抄）及び地方自治法施行令（抄）	9
◇ 川崎市契約規則（抄）等	10
◇ 市有財産一時貸付契約書（案）	11
◇ 物件調書について	14
◇ 物件調書	16
◇ 一般競争入札参加申込書	18
◇ 管理計画書	19
◇ 連帯保証人となる旨の同意書	20
◇ 入札保証金提出書	21
◇ 入札書	22
◇ 委任状	22
◇ 入札会場案内図	23

## 平成23年度 一般競争入札による市有財産（駐車場用地）一時貸付けの御案内

### 1 趣旨

川崎市は、歳入の確保を目的とした暫定的な土地利用として、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく一時貸付けにより市有財産の有効活用を推進しています。本件は、「平置駐車場施設」の整備ができる法人事業者（借受人）と一時貸付契約を締結するため、一般競争入札（価格による競争）を実施するものです。

### 2 入札物件（一時貸付物件）

物件番号	所在地（地番）	貸付面積（㎡）	用途地域	最低貸付料（円／月）	入札保証金納付額（円）
1	麻生区黒川字宮添25番5、12	158.62	—	50,000	40,000

※ 貸付期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日までです。

なお、貸付契約の更新については、「7 契約上の主な条件(2)貸付期間等」を参照してください。

※ **入札書には1か月間の貸付料の単価額を御記入いただきますが、貸付料（契約金額）は、総価（貸付料総額。算定式は後記「14 貸付料について」を参照）となりますので、契約はこの総価で締結していただきます。**

### 3 日程

「平成23年度 一般競争入札による市有財産（駐車場用地）一時貸付け」の日程は、次のとおりです。

項目	日程
入札案内書の配布	平成24年1月23日（月）から2月10日（金）まで
受付期間	平成24年2月8日（水）から2月10日（金）まで
入札保証金納期限	平成24年2月14日（火）
入札保証金領収書のコピー及び入札保証金提出書の提出期限	平成24年2月15日（水）
入札及び開札	平成24年2月17日（金）
契約の締結期限	平成24年3月2日（金）

### 4 一般競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 国税又は川崎市税の未納がないこと。
- (5) 前記1の趣旨、本入札案内書に定める条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが一時貸付物件（入札物件）に自動車、自動二輪車等の平置駐車場施設を整備及び貸付期間中継続して、管理（以下「駐車場管理」という。）を行う資力、能力等を有する法人であること。

- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、指定暴力団等（それに類似する組織を含む。）及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (8) (6)及び(7)に掲げるものから委託を受けた者並びに(6)及び(7)に掲げるものの関係団体でないこと。
- (9) 下記5の一般競争入札参加申込みに必要な書類を提出すること。

## 5 一般競争入札参加申込みに必要な書類

- (1) 市有財産（駐車場用地）一時貸付けの一般競争入札参加申込書  
（本案内書18ページ）
  - (2) 商業登記簿（履歴事項全部証明書）
  - (3) 代表者の印鑑証明書（法務局に届け出た印鑑の証明書）
  - (4) 国税の納税証明書  
（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）を提出すること。
  - (5) 川崎市税の納税証明書（川崎市内に本社又は事業所がある法人）
    - ア 川崎市法人市民税  
申込み時点において終了している事業年度のうち直近2年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと。）。
    - イ 固定資産税（償却資産を含む。）  
平成21年度及び平成22年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと。）。
  - (6) 財務諸表（写し・直前決算2年間分）  
損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書を提出すること。
  - (7) 管理計画書（本案内書19ページ。なお、土地利用計画図を添付してください。）
  - (8) 下記6の連帯保証人に関する書類
- ※ 証明書等の書類について  
上記で提出いただく「商業登記簿」、「印鑑証明書」、「納税証明書」は、いずれも発行後3か月以内のもの（複写したものは不可）を提出していただきます。
- ※ 必要に応じて上記以外の書類提出を求めることがあります。その場合は、川崎市の指示により、必要書類の提出をしてください。
- ※ 提出書類は返却いたしませんので、御了承願います。

## 6 連帯保証人に関する書類

連帯保証人は、年額260万円（年額貸付料が260万円以上の場合は、年額貸付料の額）以上の所得又は公簿価格200万円（年額貸付料が200万円以上の場合は、年額貸付料の額）以上の固定資産を有する方を連帯保証人としてください。提出していただく書類は次のとおりです。

- (1) 一般競争入札参加申込みの際に提出するもの
  - ① 連帯保証人が法人の場合
    - ア 連帯保証人となる旨の同意書（本案内書20ページ）
    - イ 商業登記簿（履歴事項全部証明書）

ウ 代表者の印鑑証明書（法務局に届け出た印鑑の証明書）

② 連帯保証人が個人の場合

ア 連帯保証人となる旨の同意書（本案内書20ページ）

イ 印鑑登録証明書

ウ 身分証明書

破産者等でないことの証明書（本籍地の市町村長発行）を提出すること。

エ 登記されていないことの証明書

成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことの証明書を提出すること。

問い合わせ先 東京法務局後見登録課 電話 03-5213-1360

横浜地方法務局戸籍課 電話 045-641-7976

(2) 入札受付の際に提出するもの

① 連帯保証人が法人の場合

ア 連帯保証人に関する前記5の(4)~(6)の書類

イ 連帯保証人に関する国税の納税証明書

（その2・所得金額用）を提出すること（未納がないこと。）。

ウ 固定資産課税台帳記載事項証明書

※ 前記イの証明書のみで年額260万円（年額貸付料が260万円以上の場合は、年額貸付料の額）以上の所得を証明できる場合は提出不要です。

② 連帯保証人が個人の場合

ア 連帯保証人に関する国税の納税証明書

（ア）（その2・所得金額用）を提出すること（未納がないこと。）。

（イ）（その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）を提出すること。

イ 連帯保証人に関する川崎市税の納税証明書（川崎市民の方のみ）

（ア）川崎市市民税

平成21年度及び平成22年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと。）。

（イ）固定資産税（償却資産を含む。）

平成21年度及び平成22年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと。）。

※ 証明書等の書類について

上記で提出いただく「商業登記簿」、「印鑑証明書」、「印鑑登録証明書」、「身分証明書」、「登記されていないことの証明書」、「納税証明書」、「固定資産課税台帳記載事項証明書」は、いずれも発行後3か月以内のもの（複写したものは不可）を提出していただきます。

※ 必要に応じて上記以外の書類提出を求められることがあります。その場合は、川崎市の指示により、必要書類の提出をしてください。

※ 提出書類は返却いたしませんので、御了承願います。

## 7 契約上の主な条件

(1) 貸付契約の内容

本件一時貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。

また、入札金額は1か月間の貸付料の単価入札ですが、契約金額は、「総価」（算定式は本入札案内書8ページ「14 貸付料について」を参照）で契約を締結していただきます。なお、この契約金額とは別に**契約金額の10分の1以上の契約保証金を契約締結の前までに納付**していただきます。

## (2) 貸付期間等

平成24年2月に行う当該入札は**平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間**です。ただし、貸付期間満了の6か月前までに、借受人から書面による更新の申し入れがあり、川崎市が一時貸付物件の利用状況を勘案して認めた場合は、貸付期間を1年間更新することができる。

なお、契約の更新に際しては、貸付期間を除き更新前の契約の条件と同一とし、更新をする回数は2回までを限度とします。

## (3) 連帯保証人

債務履行のために、次の要件を備えた連帯保証人を立てていただきます。

- ① 年額260万円（年額貸付料が260万円以上の場合は、年額貸付料の額）以上の所得又は公簿価格200万円（年額貸付料が200万円以上の場合は、年額貸付料の額）以上の固定資産を有していること。
- ② 国税又は川崎市税の未納がないこと。
- ③ 前記6の連帯保証人に関する書類を提出すること。
- ④ 川崎市内又は川崎市の近接市町村に住所又は事務所を有すること。

## (4) 一時貸付物件の用途指定

一時貸付物件は、駐車場管理の用途に供さなければなりません。

## (5) 禁止事項

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業（以下「風俗営業等」という。）の建物敷地として利用することや第三者に風俗営業等をさせることもできないほか、前記(4)に規定する駐車場管理の用途以外の用途に供することはできません。
- ② 一時貸付物件に建物を建築することはできません。
- ③ 一時貸付物件を第三者に転貸することはできません。
- ④ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。

## (6) 実地調査等

前記(4)及び(5)の履行を確認するため、川崎市が一時貸付物件の利用状況等についての実地調査を実施するとき、又は関係資料の提出を求めたときは、借受人は必ず川崎市に協力しなければなりません。

## (7) 違約金

前記(4)～(6)の条件に違反した場合には、「**貸付料（契約金額）**」（算定式は本入札案内書8ページ「14 貸付料について」を参照）の**100分の30に相当する額を違約金**として川崎市に支払わなければなりません。

## (8) 解約の申し入れ

貸付期間中に本件契約の解約を希望する場合は、貸付開始日から起算して1年を経過した日から、解約の理由を付した書面で解約を申し入れることができます。解約日は川崎市が解約の申し入れの書面を受領した日から、6か月を経過した日の属する月の末日とし、既納の貸付料及び契約保証金は返還しません。

(9) 一時貸付物件の引渡し等

一時貸付物件は現況有姿の状態です。借受人は引渡し時点（前の貸付期間から引き続き同じ一時貸付物件を使用している場合は、当初の引渡し時点）の原状に回復して返還しなければなりません。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ一時貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該一時貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

なお、借受人が直前の貸付期間における借受人（以下「旧借受人」という。）と異なる場合は、必要に応じて、本件契約締結後速やかに川崎市及び旧借受人と原状回復に関する協議を行ってください。

また、引渡し後に借受人が埋設物の施工や工作物の設置を行った場合は、川崎市の指示により、速やかに埋設物の施工、工作物の設置に係る図面、写真等の土地利用状況に関する書類を提出してください。

## 8 申込方法等

申込みにあたっては、本入札案内書を熟読し、契約の条件、現地の現況及び利用制限等を御自身で確認の上、お申込みください。

(1) 受付期間 平成24年2月8日（水）から平成24年2月10日（金）まで  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市財政局資産管理部資産運用課（川崎市役所本庁舎北館2階）  
電話 044-200-2083（直通）

(3) 申込方法 前記(2)の受付場所に直接書類を持参又は郵送してください。

※ 郵送の場合、平成24年2月10日（金）午後4時必着とし、郵送した旨を前記(2)に電話により伝えること及び簡易書留で郵送することとしてください。  
(不備のないようにお願いします。)

## 9 入札及び開札の日時、場所

(1) 入札及び開札の日時 平成24年2月17日（金）午後2時

(2) 入札及び開札の場所 川崎市財政局会議室（砂子平沼ビル7階）

川崎市川崎区砂子1丁目7番4号（本入札案内書裏表紙裏面案内図を参照）

JR「川崎駅」下車徒歩約7分

京浜急行「京急川崎駅」下車徒歩約4分

※ 入札の受付は、平成24年2月17日（金）午後1時30分から行います。

※ 入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんので、御注意ください。

※ 車での御来場は、御遠慮ください。

やむを得ない理由により車で来場される場合は、第3庁舎駐車場を御利用ください。

（収容台数が少ない本庁舎駐車場の入庫待ちをされた場合、入札開始時刻に間に合わないおそれがあります。）

※ 入札参加者以外は入札（開札）会場への入室はできませんので、御了承ください。

※ 入札（開札）会場への入室は、会場のスペースの関係上、各社（者）2名までとさせていただきます。

## 10 入札の手続

### (1) 入札保証金の納入等

#### ① 入札保証金の納入

入札に参加するには、事前に**入札保証金**を納めていただく必要があります。前記2で入札保証金納付額を御確認の上、**平成24年2月14日（火）**までに川崎市が発行する入札保証金納付書により市の指定する指定金融機関等に納入してください。

#### ② 入札保証金提出書

ア 前記①で納付した入札保証金について、入札保証金提出書（本入札案内書21ページ）に必要事項を記載し、記名押印の上、提出していただきます。

イ 落札されなかった方等が納付した入札保証金については、返還いたします。

返還の手続は、前記アの入札保証金提出書の入札保証金返還欄に記載された金融機関への口座振込みにより返還いたします。なお、返還する入札保証金には利息は付しません。

※ 返還までに1か月以上かかる場合もありますので、予め御了承願います。

#### ③ 入札保証金領収書のコピー及び入札保証金提出書の提出

次の書類を**平成24年2月15日（水）（必着）**までに財政局資産管理部資産運用課あてに郵送又は持参により提出してください。

ア ①により納付した入札保証金領収書のコピー

（持参により原本を事前に御提示いただければ、入札日当日の原本確認は不要となります。）

イ ②の入札保証金提出書

※ 期限までに郵送又は持参されない場合は、入札参加を辞退したものとみなします。

### (2) 入札方法

① 入札書に記載する入札金額は、**1か月間の貸付料の金額**を記載してください。

② 入札書は、当日持参してください。郵送による入札は受け付けません。

③ 入札に参加される方は、所定の**入札書**（本入札案内書22ページ上部）に必要事項を記載し、記名押印の上、物件番号及び入札参加者名を記載した封筒に封入し、入札時に入札箱に投函してください。代理人の方が入札される場合は、**委任状**（本入札案内書22ページ下部）が必要となりますので、必要事項を記載し、記名押印してください。なお、入札書の下部にある委任状は切り取らないでください。

④ 投函した入札書の書換え、引換え又は撤回はできませんので、十分御注意ください。委任状についても同様です。

### (3) 入札時に持参する書類

① 入札参加申込書の写し（申込みの受付時にお渡ししたもの）

② **入札書**（本案内書22ページ上部） ※**委任状は切り取らないでください。**

③ **委任状**（本案内書22ページ下部）

代理人の方が入札される場合に必要となります。前記(2)③を御参照ください。

④ 入札保証金領収書（原本）

入札保証金の納入について確認しますので、受付の際に提示してください。

（事前に原本を御提示いただいている方は、提示する必要はありません。）

⑤ 前記6(2)の連帯保証人に関する書類

入札参加者の氏名を記載した封筒に封入し、受付の際に提出してください。

## 1.1 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない人の入札
- (2) 所定の日時までに入札保証金の納入のない人の入札
- (3) 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字をもって金額を表示しない入札書による入札
- (4) 同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した人の入札
- (5) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした人の入札
- (6) 入札者の記名押印のない入札書による入札
- (7) 要領が不明確な入札書による入札
- (8) 入札に関し、不正行為があった人の入札
- (9) 最低貸付料に達しない貸付料で入札した人の入札
- (10) その他この入札案内書で指定した以外の方法により入札した人の入札

## 1.2 落札者の決定及び一般競争入札参加資格の審査等

落札者は、川崎市の最低貸付料以上の価格をもって有効な入札を行った方のうち最高の価格をもって入札を行った方を落札候補者とします。当該落札候補者について前記4に記載した資格を満たしているか否かの最終的な資格審査をした上で落札者を決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の高い入札者について同様の審査を行い、落札者を決定します。

また、落札候補者となるべき方が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札候補者を決定します。落札候補者となるべき方はくじ引きを辞退することはできません。

入札物件の最低貸付料は前記2に記載のとおりです。

なお、最低貸付料に達しない価格で入札した方の入札は、無効となりますので御注意ください。

## 1.3 契約の締結等

### (1) 契約の締結

落札者は、平成24年3月2日（金）までに川崎市と「市有財産一時貸付契約（以下「本件契約」という。）」を締結していただきます（土曜日及び日曜日を除く。）。契約書（案）は、11ページから13ページまでのとおりです。なお、契約は総価（貸付料総額。算定式は本入札案内書8ページ「1.4 貸付料について」を参照）で行います。

また、本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、借受人（落札者）の負担となります。

なお、本件契約を締結しない場合は、落札は無効となり入札保証金は川崎市に帰属することになりますので、十分御注意ください。また、川崎市契約規則第2条に基づき、最長3年間、川崎市の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

### (2) 契約保証金

① 本件契約締結と同時に**契約保証金**として**貸付料総額**（算定式は本入札案内書8ページ「1.4 貸付料について」を参照）の**10分の1以上（円未満切上げ）**を納入していただきます。

なお、入札にあたって納付された入札保証金は、契約保証金の一部に充当しますので、その差額を納入してください。

- ② 契約保証金は本件契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、借受人（落札者）の請求に基づき利息を付さずに返還します。
- ③ 借受人（落札者）が本件契約上の義務を履行しないときは、川崎市は本件契約を解除し、納付された契約保証金は川崎市に帰属することになります。

#### 1.4 貸付料について

貸付料については、当初の年度分の貸付料にあつては貸付期間の開始日から起算して30日以内に、次年度以降の貸付料にあつては当該年度の4月30日までに、川崎市が発行する納入通知書により納入してください。ただし、納入の期限の日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入の期限の日とします。

また、貸付料の算定は、 $\boxed{\text{落札金額} \times 12 \text{ か月} = \text{貸付料（年額）}}$ として、各年度の貸付料を算定し、合計額を貸付料総額（契約金額）とします。

#### 1.5 入札結果の公表

入札の結果については、その内容（物件所在地、落札金額、相手方）を公表します。

#### 1.6 その他

- (1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合等があります。
- (2) 現地調査・確認にあつては利便や安全確保に配慮し車室を占用する、あるいは車両通行の妨げになることがないように十分に留意してください。
- (3) 本入札案内書に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、川崎市財産規則、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得、その他関係法令等の定めるところによります。
- (4) 本市内で駐車場を管理する方は、駐車場の利用者に対し、アイドリング・ストップを実施するよう周知に努めなくてはなりません。

詳しくは環境局環境対策部交通環境対策課ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/30/30zidou/home/jourei/jourei.htm>

- (5) 本入札案内書に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市財政局資産管理部資産運用課（川崎市役所本庁舎北館2階）

電話 044-200-2083（直通）

参 考

地方自治法（抄）

（契約の履行の確保）

第234条の2

—————（省略）—————

- 2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

—————（省略）—————

（行政財産の管理及び処分）

- 第238条の4 行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。
- 2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

—————（省略）—————

- (4) 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

- 第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

## 川崎市契約規則（抄）

（一般競争入札参加者の制限）

- 第2条 一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 2 前項の規定は、落札し、契約の締結をしない者にも適用があるものとする。

## 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（抄）

（再発防止処分）

第8条

—————（省略）—————

- 2 前項の規定により行うことができる処分は、次に掲げるものとする。
- (1) いかなる名義をもってするかを問わず、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、地域を特定して、又は特定しないで禁止すること。

## 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3) 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- (4) 指定暴力団連合 第4条の規定により指定された暴力団をいう。
- (5) 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7) 暴力的要求行為 第9条の規定に違反する行為をいう。
- (8) 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第9条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。



## 市有財産一時貸付契約書 (案)

貸付人川崎市を甲、借受人( 落札者 )を乙、連帯保証人( )を丙とし、「平成23年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地)一時貸付けの案内書」(以下「入札案内書」という。)に基づき、甲乙丙の間において、次の条項により、有償一時貸付契約及び保証契約を締結する。

なお、本件契約は、借地借家法(平成3年法律第90号)の適用はないものとする。

### (一時貸付物件)

第1条 一時貸付物件は、次のとおりとする。

- (1) 財産名称 三沢川河川改修事業残地
- (2) 所在地 麻生区黒川字宮添25番5、12のうち
- (3) 貸付面積 158.62㎡

### (貸付期間等)

第2条 貸付期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、貸付期間満了の6か月前までに、乙から書面による更新の申し入れがあり、甲が一時貸付物件の利用状況を勘案して認めた場合は、貸付期間を1年間更新することができる。

2 前項の契約の更新に際しては、貸付期間を除き更新前の契約の条件と同一とし、更新をする回数は2回までを限度とする。

### (一時貸付物件の用途等)

第3条 乙は、自ら一時貸付物件に平置駐車場施設を整備及び貸付期間中継続して、管理(以下「駐車場管理」という。)を行うものとする。

2 乙は、一時貸付物件を「駐車場管理」の用途に使用しなければならない。

3 乙は、一時貸付物件を自ら「駐車場管理」設置に関する工事費及び「駐車場管理」運営のための維持管理費を負担して使用しなければならない。

### (貸付料)

第4条 一時貸付物件の貸付料(契約金額)は、金●●●●●●●●●●円とする。

2 乙は、前項に規定する貸付料(以下「貸付料」という。)を次表に基づき、甲が発行する納入通知書により納入しなければならない。ただし、納入通知書に記載された納入期限が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日までとする。

期 間	納 入 料	納 入 期 限
平成24年度 平成24年4月1日～平成25年3月31日	(落札金額×12か月)	平成24年4月30日
平成25年度 平成25年4月1日～平成26年3月31日	(落札金額×12か月)	平成25年4月30日
平成26年度 平成26年4月1日～平成27年3月31日	(落札金額×12か月)	平成26年4月30日
総 額	(各年度貸付料の合計額)	

3 甲は、第18条第1項第1号から第6号までに掲げる事由により本件契約を解除したとき又は第19条の規定により本件契約が終了したときは、既納の貸付料を乙に返還しない。

### (貸付料の改定)

第5条 甲は、一時貸付物件につき特別の費用を負担することになったときその他正当な理由があると認めるときは、乙に対して貸付料の増額を請求することができる。

2 甲が前項の規定に基づき、乙に対して貸付料の増額を請求したときは、甲乙協議の上、その額を決定する。

### (貸付料の延滞料)

第6条 乙は、第4条第2項に規定する納入期限までに貸付料を支払わないときは、当該支払期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、その納入しない貸付料に年1

4.5パーセントの割合で計算した金額(100円未満の端数があるとき、又は当該金額が500円未満であるときは、その端数金額又は当該金額を切り捨てる。)を延滞料として、甲の発行する納付書により、甲に支払わなければならない。

### (充当)

第7条 甲は、乙が納入した金額をその名目いかに関わらず、何ら催告なしに、債務不履行の延滞料、契約保証金、貸付料の順で当該債務不履行の弁済に充当する。

2 甲は、前項の規定により乙が納入した金額を債務不履行の弁済に充当したときは、弁済充当日、弁済充当額等について乙に書面により通知するものとし、乙は、その通知を受けた日から30日以内に、甲の発行する納付書により、当該充当される前の名目とした債務履行額の不足額を追加納入しなければならない。

3 乙は、納入した貸付料に前項の不足額が生じるときは、同項の納入期限内に関わらず、当該不足額を前条のその納入しない貸付料の額とみなし、同条の規定を適用して計算する延滞料を甲に納入しなければならない。

### (契約保証金)

第8条 乙は、本件契約の締結と同時に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第2項に規定する契約保証金(以下「契約保証金」という。)として金●●●●●●●●●●円(契約金額)の1.0分の1以上(円未満切上げ)の額を、甲の発行する納付書により、甲に納入しなければならない。

2 納付済の入札保証金は、前項の契約保証金の一部として充当する。

3 第5条の規定により貸付料が増額された場合の契約保証金は、貸付料の増額と同様の割合で、貸付料増額の日から改正されるものとし、乙は、増額後の契約保証金の額(円未満切上げ)と従前の契約保証金の額との差額を、甲の発行する納付書により、当該増額の日から30日以内に甲に納入しなければならない。

4 甲は、本件契約の終了後、乙の第20条第1項に規定する義務の履行(ただし書を適用する場合を含み、第2号を適用する場合は第18条第1項第7号に該当するときに限る。)を確認したときは、乙の請求により遅滞なく納入されている契約保証金を乙に返還する。

5 契約保証金には、利息を付さない。

6 甲は、第18条第1項(第7号を除く。)の規定により本件契約を解除したとき、乙が第19条の規定により本件契約を解約したとき、又は乙が第20条第1項の義務

を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属する。

7 乙は、前項の規定による本件契約の解除に伴い契約保証金を甲に帰属させたことに  
対して、一切の異議申立て等をすることができない。

8 乙は、甲に対する契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保  
その他いかなる方法によっても契約保証金の返還請求権に担保を設定してはならな  
い。

(一時貸付物件の引渡し)

第9条 甲は、貸付期間の初日に、一時貸付物件を現況有姿の状態にて乙に引き渡す。

2 前項の引渡しは、甲の立会いの上で行うものとする。

(かし担保責任)

第10条 乙は、本件契約の締結後、一時貸付物件に数量の不足その他隠れたかしのあ  
ることを発見しても、貸付料の減免、損害賠償その他の請求をすることができない。

(禁止事項)

第11条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 一時貸付物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年  
法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特  
殊営業その他これらに類する業（以下「風俗営業等」という。）の建物敷地の用途に  
供すること、又は第三者に風俗営業等をさせることのほか「駐車場管理」の用途以外  
の用途に供すること。

(2) 一時貸付物件に建物を建築すること。

(3) 一時貸付物件を第三者に転貸すること。

(4) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

(修繕義務等)

第12条 甲は、一時貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該一時貸付物件に  
ついて維持、保存、改良その他の行為をすため支出する経費は、すべて乙の負担と  
する。

(滅失又は毀損の通知)

第13条 乙は、一時貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合には、直ちに甲  
にその状況を知照しなければならぬ。

(滅失又は毀損の原状回復)

第14条 乙の責に帰する事由により一時貸付物件を滅失、又は毀損したときは、乙の  
責任において原状に回復しなければならぬ。

(保全義務等)

第15条 乙は、善良なる管理者としての注意をもって一時貸付物件の維持保全に努め  
なければならぬ。

2 乙は、前項の規定に従い一時貸付物件を使用し、土壌の汚染等により原状回復が困  
難となるような使用をしてはならない。

(美地調査等)

第16条 甲は、第4条に規定する債権の保全上必要があると認められるとき、又は  
「駐車場管理」の用途に関する履行状況を確認する必要があると認めるときは、乙に  
対し、その事業若しくは資産、経営状況に関して質問し、帳簿、書類その他の物件を

調査又は参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の規定に基づく請求があったときは、正当な理由なくその請求を  
拒み、妨げ又は忌避してはならない。

また、乙は、直ちに甲に対して前項に規定する報告、資料の提出等をしなければな  
らない。

(違約金)

第17条 乙は、第2条に規定する貸付期間中に、第3条、第11条又は前条に定める  
義務に違反したときは、第4条第1項に規定する貸付料（契約金額）の100分の3  
0に相当する額（円未満切捨て）を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、次条第2項又は第21条に規定する損害賠償の予定又はその一部  
と解釈しない。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本件契約を解除することがで  
きる。

(1) 乙が支払期限後3か月以上貸付料の支払いを怠ったとき。

(2) 乙が第11条に定める禁止事項に違反したとき。

(3) 乙又は丙が本件契約に定める義務を履行しないとき。

(4) 乙の事業内容、資力、信用状態等の重要な事項に関して、虚偽があったとき。

(5) 乙が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他倒産法制上の手続に  
ついて、乙の取締役会での申立てを決議したとき、又は第三者（乙の取締役を合  
む。）によって、その申立てがなされたとき。

(6) 乙の発行する手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(7) 甲において、公用又は公共用に供するため一時貸付物件を必要とするとき。

2 乙は、甲の解除権の行使に伴い、第8条第6項の規定により甲の帰属とする契約保  
証金の額を超えて甲に損害があるときは、その損害を賠償しなければならぬ。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は償還しない。

4 甲は、解除権を行使したときは、乙の支払った違約金及び一時貸付物件に支出した  
必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

5 乙は、甲の解除権の行使に伴い発生した損失について、甲にその補償を請求するこ  
とはできない。

6 第3項から前項までの規定は、第1項第7号に該当する場合は適用しないものとす  
る。

(解約の申入れ)

第19条 乙は、貸付開始日から起算して1年を経過した日から、甲に対し、書面によ  
り本件契約の解約を申し入れることができる。

2 前項の場合、甲が解約申入れの書面を受領した日から起算して6か月を経過した日  
の属する月の末日に本件契約は終了するものとする。

(一時貸付物件の返還)

第20条 乙は、一時貸付物件を引渡し時点（前の貸付期間から引き続き同じ一時貸付  
物件を使用している場合は、当初の引渡し時点）の原状に回復して、次の期日までに  
甲に返還しなければならぬ。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き

続き同じ一時貸付物件を使用することができなくなるときは、当該一時貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

- (1) 貸付期間の満了による場合は、貸付期間の満了日
  - (2) 甲が第18条の規定により本件契約を解除した場合は、甲の指定する期日
  - (3) 前条の規定により乙が本件契約を解約する場合は、前条第2項で定める日
- 2 前項の返還は、甲の立会いの上で行うものとする。
- 3 甲は、乙が第1項に定める義務を履行しないときは、甲においてこれを執行することができるものとする。この場合において、乙は、第8条第6項の規定により甲の帰属とする契約保証金の額を超えて甲に費用が生じるときは、その超えた費用を甲に支払わなければならない。
- 4 乙が直前の貸付期間における借受人（以下「丁」という。）と異なる場合は、必要に応じて、本件契約締結後速やかに甲、乙及び丁の三者の間で、当該一時貸付物件の原状回復に関する協議を行うものとする。

(損害賠償)

第21条 乙は、その責に帰する事由により一時貸付物件の全部又は一部を滅失又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第14条の規定により当該物件を原状に回復した場合は、この限りではない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は本件契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額が第8条第1項に規定する納入済の契約保証金の額を上回った場合について、その上回った額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 甲が、第18条第1項第7号の規定により本件契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は甲にその補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第22条 乙は、貸付期間が満了した場合において、一時貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求し得ないものとする。

(契約の費用)

第23条 本件契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(連帯保証人)

第24条 丙は、乙が本件契約により甲に対して負担する一切の債務につき、乙と連帯して履行の責を負うものとする。

2 乙は、丙が次に定める資格を欠いたときは、遅滞なく新たに連帯保証人を立てなければならぬ。

- (1) 川崎市内又は川崎市の近接市町村に住所又は事務所を有すること。
- (2) 年額260万円（年額貸付料が260万円以上の場合）、年額貸付料の額以上の所得又は公簿価格200万円（年額貸付料が200万円以上の場合）、年額貸付料の額以上の固定資産を有すること。
- (3) 入札案内書に記載された連帯保証人の要件を備えること。

(住所等の変更の届出)

第25条 乙及び丙は、その住所又は氏名（法人の場合には所在地又は名称）に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

(近隣住民等への配慮)

第26条 乙は、第9条の規定による一時貸付物件の引渡しを受けた以後においては、十分な注意を持って一時貸付物件を管理し、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないよう配慮しなければならない。

2 乙は、一時貸付物件に関する工事、維持管理等に伴い第三者からの苦情、その他紛争が生じたときは、その費用を負担し、自らの責任において解決しなければならない。

(駐車場利用者等への対応)

第27条 乙は、駐車場管理より発生するトラブル、苦情等については一切の責任を持って解決する。

(自動販売機の設置等)

第28条 乙は、一時貸付物件に自動販売機の設置等を行うことができない。

(信義誠実の義務)

第29条 甲乙丙三者は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。（信義の決定）

第30条 本件契約及び入札案内書に疑義のあるとき又は定めのない事項については、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）等によるほか甲乙協議の上、決定する。

(合意管轄)

第31条 本件契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本件契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 月 日

甲 川崎市  
川崎市長 阿部 孝 夫

乙 住所 (借受人)  
氏 名

丙 住所 (連帯保証人)  
氏 名

# 物件調書について

- 物件調書、案内図及び現況図は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況及び利用制限等については、必ず御自身で十分な調査、確認等を行ってください。

**なお、物件調書、案内図及び現況図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。**

- 物件は、すべて現況有姿での引渡しとなります。  
物件によっては、フェンス、木柵等の設置又は樹木等の植栽がありますもありますが、これらの撤去等及びその費用負担は行いません。

- 物件調書の主な項目の見方

## 所在地

- 所在地は、物件の不動産登記簿に表示されている所在地番を記載しています。

## 住居表示

- 住居表示は、住居表示が実施されている場合に記載しています。
- 住居表示の記載は、街区番号までです。

## 貸付面積

- 物件の貸付面積を記載しています。

## 貸付期間

- 物件の貸付期間を記載しています。

## 用途

- 指定用途について記載しています。指定用途以外の使用はできません。

## 法令等に基づく制限

- 都市計画法に基づく都市計画決定された内容及び建物を建築する際の建築基準法等による制限を記載しています。  
「一」 該当がないことを示しています。

## 私道の負担等に関する事項

- 私道等として使用、負担等する土地があるかについて記載しています。

## 供給処理施設の状況

- 「有」 物件の敷地内に供給処理のための引込管等があることを示しています。  
なお、経年による劣化等により現状のままでは使用できない場合があります。
- 「可」 物件の敷地内には供給処理のための引込管等はないが、前面道路等に供給処理管等があるので、引込み等が可能なことを示しています。この場合、物件の敷地内への引込費用が必要となります。
- 「不可」 物件の前面道路等に供給処理管等がなく、引込みができないことを示しています。  
**引込みの可否、引込工事、費用等の詳細については、直接、各供給処理機関（問い合わせ先）にお問い合わせください。**

#### 交通機関

- ・ 鉄道、バスは、物件からの最寄り駅、バス停を記載しています。
- ・ 物件の周辺に複数の駅等がある場合は、最も利便性の高い駅等を記載しています。
- ・ 徒歩による所要時間は、80mを1分として換算しています。

#### 留意事項

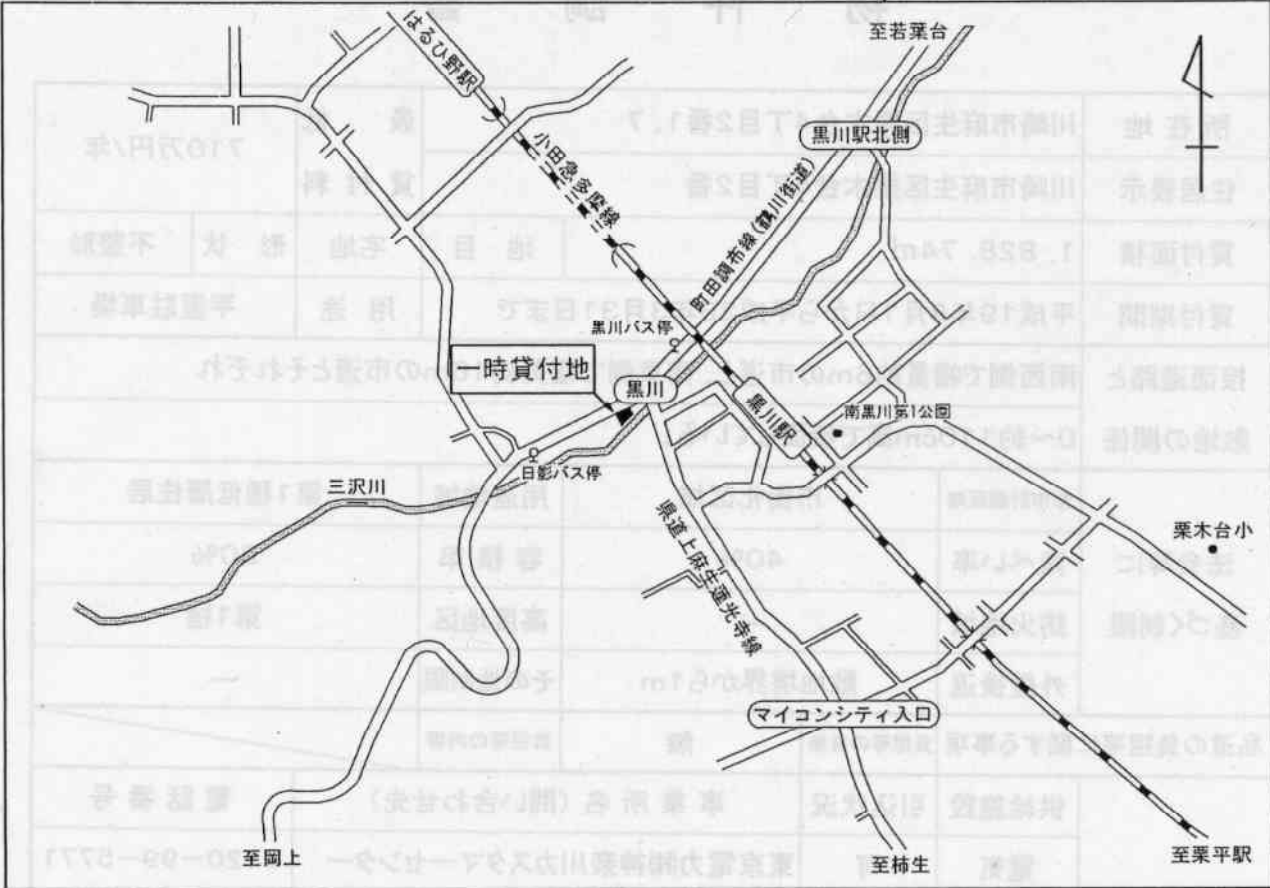
- ・ 上記のほかに当該物件について、留意していただきたい点について記載しております。
- ・ 土壌汚染及び地盤に関する調査は行っておりません。
- ・ 留意事項に記載されている規制等の詳細については、直接、関係各機関にお問い合わせください。

# 物 件 調 書

所在地	川崎市麻生区黒川字宮添25番5、12			最 低 貸 付 料	50,000円／月	
住居表示	—					
貸付面積	158.62㎡	地 目	宅 地	形 状	不整形	
貸付期間	平成24年4月1日から平成27年3月31日まで			用 途	平置駐車場	
接面道路と敷地の関係	北西側で幅員約20mの町田調布線と、東側で幅員約16mの県道上麻生蓮光寺線と、それぞれ等高で接面している。					
法令等に 基づく制限	都市計画区域	市街化調整区域	用途地域	—		
	建ぺい率	40%	容 積 率	80%		
	防火地域	—	高度地区	—		
	外壁後退	—	その他制限	—		
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	無	負担等の内容	—		
供給処理施設 の状況	供給施設	引込状況	事業所名(問い合わせ先)		電 話 番 号	
	上水道	可	川崎市上下水道局給水装置センター北部担当		044-951-0303	
	下水道	有	川崎市上下水道局北部下水道管理事務所		044-954-0208	
	電 気	可	東京電力(株)神奈川カスタマーセンター		0120-99-5771	
	都市ガス	不可	東京ガス(株)お客さまセンター		044-245-2211	
交通機関	鉄 道	小田急多摩線「黒川」駅の西方約170m(直線距離)				
	バ ス	神奈中バス「黒川」下車徒歩約2分				
<p>・河川への転落防止等に努めてください。</p> <p>・切き下げ等の工事が必要な場合は、借受人の負担となります。 (事前に麻生区役所道路公園センターに自費工事の申請を行ってください。なお、許可までには相応の期間を要します。)</p> <p>※供給処理施設の「引込状況」で「可」とあるものは、引込費用が必要です。</p> <p>※土壌汚染及び地盤に関する調査は行っておりません。</p> <p>※貸付範囲に一部斜面があります。</p>						

物件調書、案内図及び現況図は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況及び利用制限等については、必ず御自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、物件調書、案内図及び現況図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

# 案内図



# 現況図



# 一般競争入札参加申込書

(平成23年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地)一時貸付け)

平成 24 年 2 月 日

(あて先)  
川崎市長

申 込 者	〒 _____ 電話 ( _____ )
	所 在 _____
ふりがな _____	実 印
法人名・ 代表者名 _____	

標記の市有財産貸付けの一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。  
なお、私は「平成23年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地)一時貸付けの案内書」(以下「案内書」という。)に記載された内容を全て承知の上、本申込書及び本申込みに必要な書類が全て事実と相違ないことを誓約します。  
また、貸付期間中においても、案内書の「4 一般競争入札参加資格」の(6)から(8)であることを誓約します。

入札物件	物件番号	所在地	貸付面積
	1	麻生区黒川字宮添25番5、12	158.62m <sup>2</sup>

※ 入札時は、本入札参加申込書(写し)を必ず持参してください。

- 1 申込者は、「平成23年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地)一時貸付けの案内書」2ページの「5 一般競争入札参加申込みに必要な書類」に記載された書類の提出が必要となります。
- 2 提出書類に押印する印鑑(実印)は、すべて同一のものを使用してください。
- 3 入札及び開札の日時及び場所
  - (1)日 時 平成24年2月17日(金)午後2時
  - (2)場 所 川崎市財政局会議室(砂子平沼ビル 7階) 川崎市川崎区砂子1丁目7番4号
  - (3)受付時間 午後1時30分～午後2時

# 管 理 計 画 書

(平成23年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地)一時貸付け)

平成 24 年 2 月 日

(あて先)  
川崎市長

物件番号	1
------	---

(申込者)

所 在

法人名・代表者名

実 印

入札物件の管理計画は、下記のとおりです。  
なお、2の運営実績については、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 どのような駐車場管理を行うのか、その管理内容を具体的に記載してください。

--

- 2 駐車場管理の過去2年間の運営実績があれば記載してください。  
(経営している駐車場の箇所数及び収納台数を記載してください。)

--

- 3 土地利用計画図(駐車場レイアウト図)を添付してください。

- 4 貸付期間満了時の物件の返還手順について記載してください。

--

# 連帯保証人となる旨の同意書

(平成23年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地)一時貸付け)

平成 24 年 2 月 日

(あて先)  
川崎市長

(連帯保証人)

住 所  
又は  
所 在

\_\_\_\_\_

ふりがな  
氏 名  
又は  
法人名・代表者名

\_\_\_\_\_ 実印

連 絡 先

\_\_\_\_\_

私は、「平成23年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地)一時貸付けの案内書」に記載された内容を承知し、下記入札者が落札者となった場合には、その連帯保証人となることに同意します。

なお、私が川崎市へ提出する書類は、全て事実と相違ないことを誓約します。

(入札者)

所 在

\_\_\_\_\_

ふりがな

法人名・代表者名

\_\_\_\_\_ 実印

連 絡 先

\_\_\_\_\_

(入札物件)

物件番号	所在地	貸付面積
1	麻生区黒川字宮添25番5、12	158.62㎡

※ 本同意書のほかに本入札案内書P2～P3の「6 連帯保証人に関する書類」が必要となります。

# 入札保証金提出書

(平成23年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地)一時貸付け)

平成 24 年 2 月 日

(あて先)  
川崎市長

入 札 者

所 在	〒 _____ 電話 ( ) _____
ふりがな	
法人名・ 代表者名	実 印

平成24年2月17日執行の市有財産(駐車場用地)一時貸付けの一般競争入札における「物件番号1番」の入札保証金として下記の金額を提出します。

入札保証金の金額		百万		千		円
----------	--	----	--	---	--	---

なお、落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合は、既に提出した入札保証金を下記の返還先に振り込んでください。

(返還先)

金融機関名	銀行	支店
預金種別	普通 ・ 当 座 ・ 貯 蓄 ・ その他( )	
口座番号	/ / / / / / / / / /	
(ふりがな) 口座名義人(請求人)		

- ※ 1 入札保証金提出書は、物件ごとに提出してください。
- 2 入札参加申込者、入札者及び口座名義人(請求者)は、すべて同一人にしてください。
- 3 入札保証金の金額は、納付金額を記載してください。
- 4 提出書類に押印する印鑑(実印)は、すべて同一のものを使用してください。
- 5 入札保証金提出書と入札保証金領収書のコピー(A4サイズ)を一緒に提出してください。
- 6 上記5の提出期限は、平成24年2月15日(水)です。
- 7 上記5において入札保証金領収書の原本を御提示いただいた場合、入札日当日の原本確認は不要となります。

# 入札書

平成23年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地)一時貸付け

平成 24 年 2 月 17 日

(あて先) 川崎市長

入札者 住 所  
(所 在)

ふりがな

氏名  
(法人名・代表者名)

実印

代理人 住 所  
(所 在)

ふりがな

氏名

印

「平成23年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地)一時貸付けの案内書」に記載された内容を全て承知し、次のとおり入札します。

物件 番号	1	物件の 所在地	麻生区黒川字宮添25番5、12								
金 額		十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

- ※ 1 本入札書への御記入にあたっては、必ず入札案内書を御確認ください。
- 2 入札金額は、1か月間(月額)の貸付料を記載してください。なお、入札金額は、アラビア数字で明確に記入し、金額の頭初に「¥」を必ず記入してください。入札金額を書き損じた入札書は無効となります。
- 3 提出書類に押印する印鑑(実印)は、すべて同一のものを使用してください。
- 4 次の委任状は、記入の有無に関わらず、切り取らないでください。

# 委任状

平成23年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地)一時貸付け

平成 24 年 2 月 17 日

(あて先) 川崎市長

私は、「平成23年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地)一時貸付け」の一般競争入札にあたり、次の代理人に上記物件番号の入札に関する一切の権限を委任します。

入札者 住 所  
(委任者) (所在)

ふりがな

氏名  
(法人名・代表者名)

実印

代理人 住 所  
(受任者) (所在)

ふりがな

氏名

印

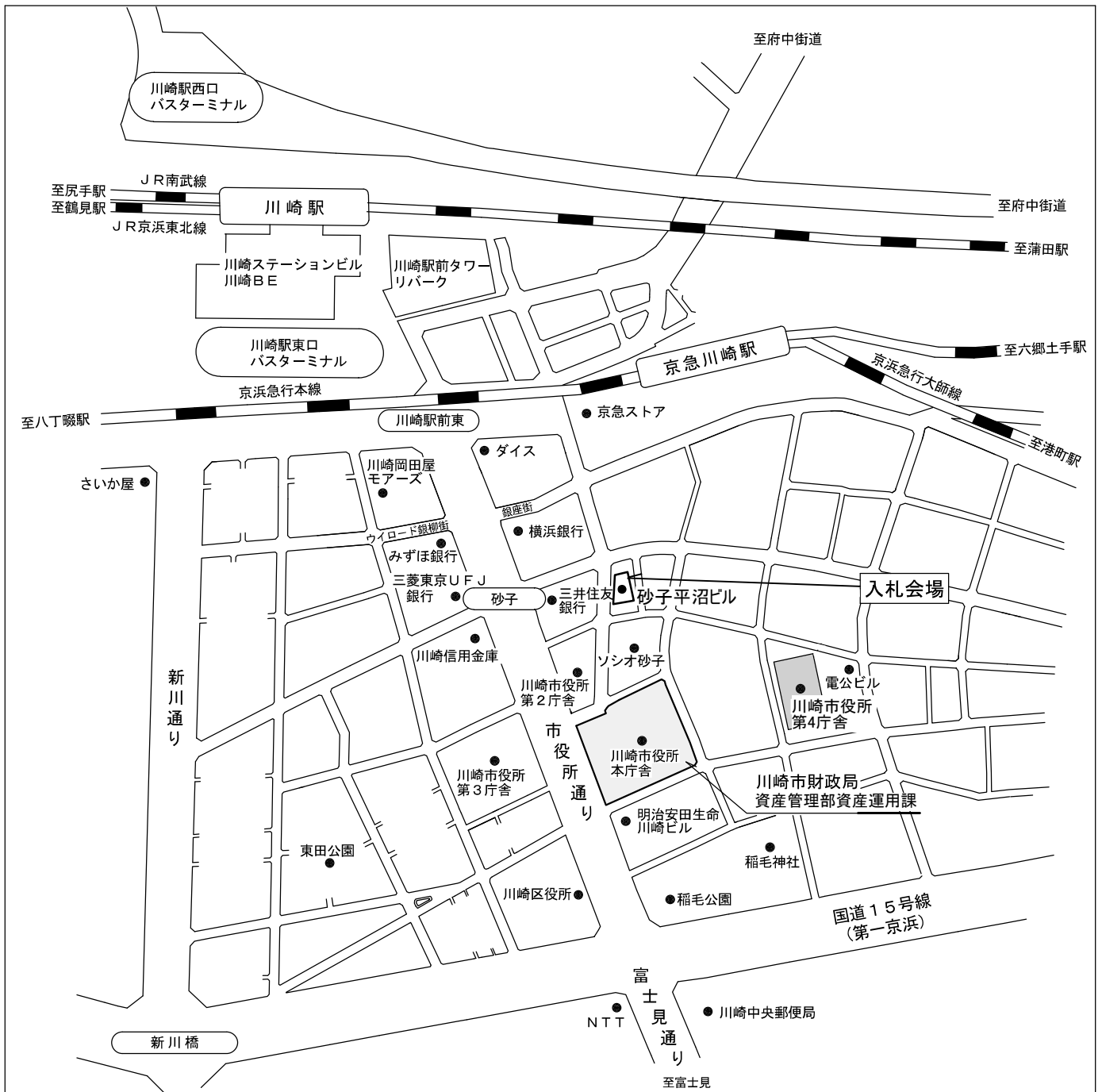
- ※ 1 本委任状は、代理人が入札に参加する際に御記入いただくものです。入札者本人が入札する場合には、記入する必要はありません。
- 2 入札者(委任者)の印鑑は必ず実印を使用してください。
- 3 代理人(受任者)の印鑑は、必ず上記入札書の代理人の印鑑と同一のものを使用してください。
- 4 入札書及び委任状(この書面)は、物件番号及び氏名(法人名)を記載した封筒に封入してください。

# 入札会場案内図

場 所 砂子平沼ビル 7階 川崎市財政局会議室  
川崎市川崎区砂子1丁目7番4号

連絡先 川崎市財政局資産管理部資産運用課  
川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所本庁舎北館2階）  
電 話 044-200-2083

※ 車での御来場は、御遠慮ください。





KAWASAKI CITY

---

川崎市